

掲示期間 10.1 - 10.10

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 10月 1 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 38 号

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年新潟市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。